

平成 28 年 6 月 1 日

各 位

会社名 株式会社 伊 藤 園  
代表者名 代表取締役社長 本庄 大介  
(コード番号 2593 東証第一部)  
問合わせ 管理本部長 平田 篤  
電話番号 03-5371-7197

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 6 月 1 日に開催いたしました取締役会におきまして、定款一部変更に関する議案を、平成 28 年 7 月 27 日に開催予定の第 51 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたため、現行定款第 35 条(取締役の責任軽減等)及び第 45 条(監査役の責任軽減等)の変更を行うものであります。なお、現行定款第 35 条(取締役の責任軽減等)を変更する議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 7 月 27 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 7 月 27 日(水曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 取締役及び取締役会 第35条 (取締役の責任軽減等) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 監査役及び監査役会 第45条 (監査役の責任軽減等) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第5章 取締役及び取締役会 第35条 (取締役の責任軽減等) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 監査役及び監査役会 第45条 (監査役の責任軽減等) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

以 上